

四  
三

厚生省 標 號		合 議 先 番 號 受 送 月 日	
第 號 受 送 月 日	第 號 受 送 月 日	第 號 受 送 月 日	第 號 受 送 月 日
昭和三十二年勅令第百三十三号 厚生省 官制改正の際現に勤務局勤務 の職員に別令で在任せしむる		達才三 号 職業安定局	
大臣 次官 局長 主査事務官 課長		昭和三十一年四月九日 受局課 付課 行施 月 日 月 日 月 日	

甲乙ノ種類

判決  
月 日  
合 校  
月 日  
行 施  
月 日  
月 日

274

台 議 先 番 號 受 送 月 日		
第 一	第 二	第 三
號 送 受 月 月 日 日	號 送 受 月 月 日 日	號 送 受 月 月 日 日
<p>此の職を以て          職業安定局勤務を命          じられたものと心得ること。</p> <p>三 年 四月十五日</p> <p>大臣</p>		

辛(三)

志達才 二 号  
 公共職業安定所  
 公共職業安定所官制施行の際現に勤  
 勞署職員の職にある、地方事務官又は地方  
 技官にして、厚生事務官又は厚生技官に  
 任ぜられた者及び開業、嘱託、雇傭人等  
 別に辞令を發せられずして、従前の職に  
 又は同給料を以て、當該公共職業安定